

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年10月7日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月22日から同年11月11日まで縦覧に供する。

平成27年10月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 高津地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 金丸池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 行時地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 竜王地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川古地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 西屋敷宮中地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 飯野南部地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中川原地区	〃